

令和元年 6月27日

川崎市議会議長 山崎直史様

川崎区在住者

ほか 6,176名

小児医療費助成制度の拡充を求めることに関する請願

請願の要旨

- 1 対象年齢を「中学校卒業まで」に引き上げてください。
- 2 一部負担金500円を撤廃してください。
- 3 所得制限を入院だけでなく通院も撤廃してください。
- 4 入院費は窓口で立替払の必要がない制度（現物給付）にしてください。

請願の理由

小児医療費助成制度は、免疫力が低く病気にかかりやすい子どもに早期発見・早期治療を促す施策としてだけでなく、有効な少子化対策として全国的に定着してきました。中学校卒業までを対象年齢とする市町村は全国で8割を超え、高校卒業までを対象年齢とする自治体も200を超えました。県内の状況を見ると、現在、3分の2に当たる24自治体が中学校卒業までを対象とし、2019年（平成31年）4月からは隣接する横浜市も中学校まで拡充するとしています。

翻って本市は、対象年齢は小学校卒業まで、しかも小4～小6は500円の一部負担金ありという、県下最低の水準です。政令市の中で比較しても助成の対象年齢は最低水準、500円の一部負担金も、ほとんどの政令市が月内の上限額を設定する中、本市は上限額がなく、受診の都度掛かってしまいます。所得制限は2019年（平成31年）1月から入院に限り撤廃されましたが、入院に至るまでには通院を経ており、早期発見・早期治療を妨げる要因となります。収入に応じ

た税徴収が既にされているにもかかわらず、所得制限という形で利用を制限することは、「子育て支援」という制度趣旨に反します。さらに、収入の高い方の収入で捕捉することが、片働き世帯と共働き世帯との逆転現象を生んでいます。また、現行では、入院時の窓口負担は一旦立て替える必要があります（償還払い）、保護者の負担が大きいため、立替えの必要のない現物給付化を求めます。

紹介議員

渡 辺 学